

佐賀市営住宅及び佐賀市特定公共賃貸住宅における 暴力団排除に係る条例改正について

1 背景・目的

平成19年4月に東京都町田市の都営住宅で暴力団員の立てこもり発砲事件が発生したことを契機として、国は「公営住宅における暴力団排除について」の基本方針を平成19年6月に示しました。また、本市においても過去に暴力団員と思われる者が入居しており、近隣住民に不安感を与えるなどの事案が発生しています。

このような状況から、本市においても市営住宅及び特定公共賃貸住宅の募集要領等に暴力団員は入居できない旨を記載し、暴力団員が入居しないような措置を講じていますが、今後は既存入居者を含め、暴力団排除を徹底するため「佐賀市営住宅条例」及び「佐賀市特定公共賃貸住宅条例」の一部を改正し、入居者の安全で平穏な生活の確保を図ります。

2 条例改正の概要

暴力団員を市営住宅及び特定公共賃貸住宅に入居させない。暴力団員であることが判明した場合は明渡請求、損害賠償請求を行います。

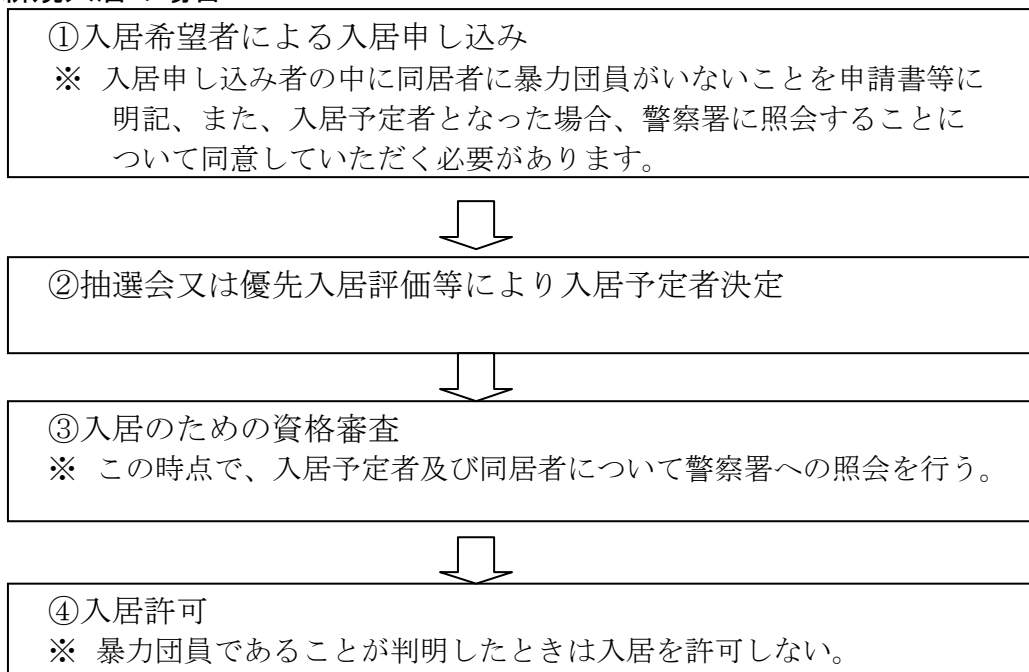
- (1) 入居者の資格に暴力団員の排除を追加
- (2) 同居承認及び入居承認に暴力団員の排除を追加
- (3) 明渡請求事由に暴力団員の排除を追加

3 警察署との協定内容（概要）

- 入居者又は入居しようとする者が暴力団員であるかどうかの情報提供
- 暴力団員に対して市営住宅の使用制限措置を行う際の相談対応、警察官の出動等
- 暴力団員に対する市営住宅の明渡訴訟等において当該入居者が暴力団員であることの立証などの援助
- 情報交換及び連携

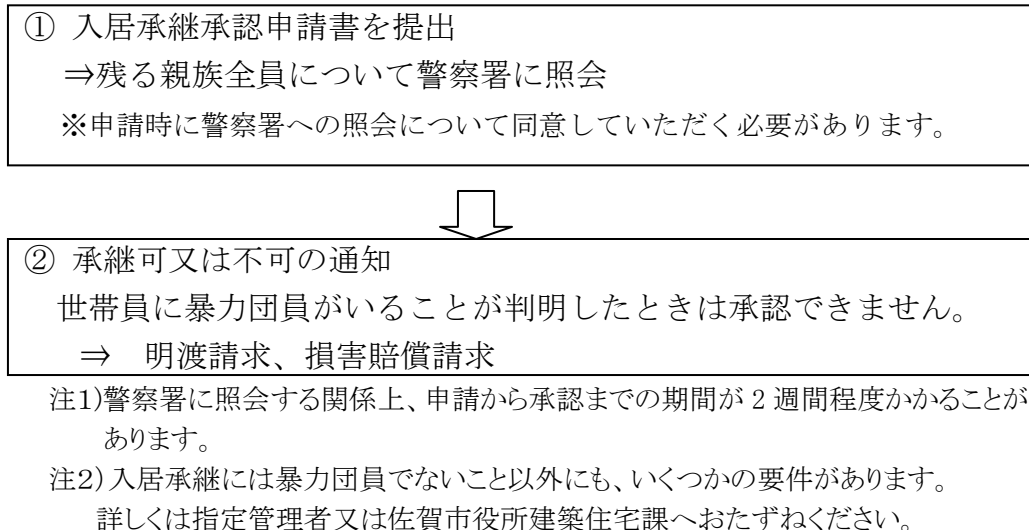
【暴力団排除の流れ】

■ 新規入居の場合

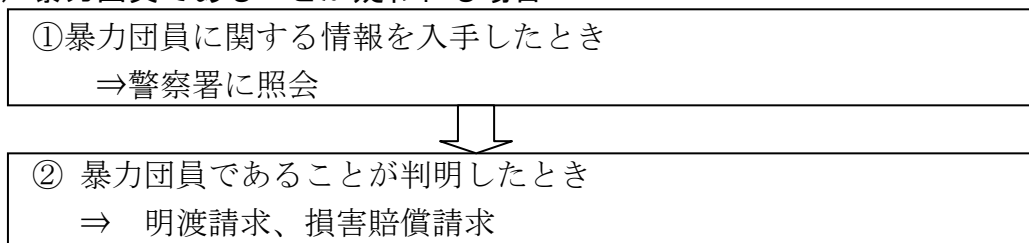


■ 既存入居者の場合

1) 入居名義人の死亡又は退去（離婚の場合に限る）による承継



2) 暴力団員であることが疑われる場合



■ 新たに親族を同居させようとする場合

- ① 同居について、事前に市役所又は指定管理者へ相談
※ 同居承認にはいくつかの条件がありますので、住民票を異動する前に必ずご相談ください。



- ② 同居承認申請書の提出
⇒新たに同居させようとする親族について警察署へ照会
※申請時に警察署へ照会することについて同意していただく必要があります。



- ③ 承認可又は不可の通知
※ 新たに同居させようとする親族が暴力団員であることが判明した場合は同居承認を許可しない

注) 警察署に照会する関係上、申請から承認までの期間が2週間程度かかることがあります。



- ④ 住民票の異動（転入）